





No	1	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第1項		市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市民、事業者に合理的配慮の考え方が浸透していない。施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。			市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のことと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態	
中長期方針	市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。				
年度計画	①当事者で構成する講師団等により市民対象の研修会を開催する(目標参加者数200人)。 ②幼稚園・小中学校で訪問ワークショップを実施する(目標参加者数800人)。 ③基幹相談支援センターの啓発活動を通じて民間事業者に対する研修会を開催する。				
No	2	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第2項		市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ともに生きる条例制定以前には、職員が障がい理解を深める研修等の場がなかった。条例が施行された平成26年度からは、職員研修を開催し、平成29年度までに事務員級以上の職員を対象として実施している。			市職員が障がい理解を有し、市役所全体で合理的配慮を進めていける状態	
中長期方針	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。				
年度計画	新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。				
No	3	分類	相互理解の促進	担当課等	学校教育課
条文	第9条第3項		市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	義務教育年齢の子どもたちにとって障がいは身近なものではなく、多くの子どもが障がいの知識を持ち合わせていない状態			各児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、また障がいの知識・理解を有している状態	
中長期方針	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。				
年度計画	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。				

令和元年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

令和元年8月1日付

No	4	分類	生活支援に関する合理的配慮(自立生活支援及び情報提供)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	自立生活に向けての支援体制が十分とはいえず、また存在する支援制度も周知されていないことにより、支援が必要な人が支援を受けられていない状態			様々な障がいのある人に対応した自立生活支援体制が整っており、かつ、支援制度について情報提供が適切になされている状態	
中長期方針	既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。				
年度計画	地域生活支援拠点等の整備における課題解決に向け、具体的対応策を検討するとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。				
No	5	分類	生活支援に関する合理的配慮(相談支援体制の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	各種相談窓口をつなぐ体制などが十分でない。			相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態	
中長期方針	相談支援体制の整備を行う。				
年度計画	市内の障害福祉サービス事業所及び地域包括支援センター職員を対象に、基幹相談支援センター設置の報告及びその役割についての研修を実施する。				
No	6	分類	生活支援に関する合理的配慮(専門知識・職業倫理の向上)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がい福祉事業所の職員の専門スキルにはまだ向上の余地がある。			職員の専門スキルを向上させる体制が整っている状態	
中長期方針	障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。				
年度計画	市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。				

令和元年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

令和元年8月1日付




No	7	分類	生活支援に関する合理的配慮(情報機器活用、情報提供)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第4項		市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	日常生活用具給付事業など情報通信機器活用制度は存在するが、ニーズに十分に答えられているとはいえず、また障がいの特性に配慮した情報提供方法が十分にとられているとはいえない状態		 ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態		
中長期方針	情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。				
年度計画	日常生活用具についての現在出ている要望と平成28年度のニーズ調査を含めて総合的に検討し、順次回答をしていく。また、ホームページの情報の一部(まずは障害福祉課関係)についてIPTトーク等に対応できる閲覧しやすい掲載方法を検討する。				
No	8	分類	生活支援に関する合理的配慮(社会資源の充実)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第5項		市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	現行制度では、重度障がいのある人が生活するための支援制度が十分とはいえず、また社会資源についてもさらなる整備の余地がある。		 重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態		
中長期方針	社会資源を充実させる。				
年度計画	「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策を講じることで、社会資源を充実させていく。平成30年度に設置した基幹相談支援センターの機能をさらに高め、社会資源の充実に繋げる。				
No	9	分類	生活環境に関する合理的配慮(道路整備)	担当課等	都市整備課 道路河川課
条文	第11条第1項		市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態		 障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態(歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない)が解消された状態		
中長期方針	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。				
年度計画	(都市整備課) 歩道の幾何構造(幅員・縦横断勾配・舗装構成など)については障がいのある人に配慮したものとする。				
	(道路河川課) 障がいのある人から寄せられてきた意見を基に、障がいのある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などを行う。				




令和元年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

令和元年8月1日付

No	10	分類	生活環境に関する合理的配慮(住宅確保)	担当課等	建築指導課 障害福祉課
条文	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市営住宅については、平成19年度に西別府住宅B棟に3戸、平成23年度に西別府住宅C棟に3戸新たに車いす対応住戸を整備し、市営住宅全体で26戸整備しているが、市営、民間とも車いすに対応した住戸が不足している状態			ニーズを満たすだけの住戸がある状態	
中長期方針	市営住宅については、建替え・新築の際には車いす対応住戸を確保する。 民間共同住宅については、必要とされるだけの住宅が整備されるよう支援策を講ずる。				
年度計画	(建築指導課)平成30年度(2018年度)から平成33年度(2021年度)にかけて、亀川住宅・内竈住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替え事業を実施。この建替えにより、車いす対応住戸24戸の整備を行い、別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた供給目標40戸の達成を目指して事業を進めていく。 (障害福祉課) 居住支援協議会等の住宅セーフティーネット関連の情報周知に努める。				
No	11	分類	生活環境に関する合理的配慮(保証人制度の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	賃貸借契約の際に保証人を求められるケースが多く、保証人を立てられない障がいのある人が契約を締結できない場合がある。			保証人の有無などに関わらず、必要な人が民間住宅を賃借できる状態	
中長期方針	民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。				
年度計画	住宅セーフティーネット制度や家賃債務保証制度等の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。				
No	12	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共的施設の設備の確保)	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第4項	市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない。			市の公共施設については、可能な限り様々な障がいに対応されたものであること。	
中長期方針	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。				
年度計画	市障害者自立支援協議会当事者部会の意見や市ホームページ上の意見募集等を通じて必要な情報を収集し、今後の施設整備の参考とする。				

No	13	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共交通機関の利用の円滑化)	担当課等	総合政策課
条文	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ノンステップバスやリフト付きタクシーの台数が少ないなど、障がいのある人が必要ときに利用できる状態とはいえないのが現状である。			バスやタクシーなど十分な台数が確保されているなど、障がいのある人が公共交通機関を利用したいときに利用できる状態	
中長期方針	交通事業者が障がいのある人の利便に資するような輸送サービスを改善できるような環境づくり等を行う。				
年度計画	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。 また、交通事業者のバリアフリー対応車両の保有台数及び導入計画等を調査するとともに、国庫補助事業メニューを周知し、より良い輸送サービスを実現する。				
No	14	分類	防災に関する合理的配慮(防災に関する計画)	担当課等	障害福祉課
条文	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	避難行動要支援者名簿を作成した。また、名簿掲載者のうち同意をいただいている人の個別支援計画は作成済み。			地域防災計画に障がいのある人への配慮について定める。	
中長期方針	障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。				
年度計画	避難行動要支援者システムの運用に関するルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。				
No	15	分類	防災に関する合理的配慮(減災の仕組みづくり)	担当課等	障害福祉課
条文	第12条第2項	市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がいのある人やその家族にとって必要とされる災害時の援護の体制が十分でない。			地域の住民・社会資源と結びつき、援護につながる体制ができている。	
中長期方針	障がいのある人やその家族に対し減災・防災に向けた意識啓発を行い、及び援護体制の整備を行う。				
年度計画	減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。 福祉避難所となり得る施設の検討を行う。				

No	16	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (雇用・就労の環境整備)	担当課等	職員課
条文	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	平成26年度に身体障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。			障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態	
中長期方針	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。				
年度計画	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。				
No	17	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり)	担当課等	障害福祉課
条文	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	希望と適性に応じた就労を行うことができない人が多く存在する。			多くの障がいのある人が、希望と適性に応じた一般就労・福祉的就労を行うことができる。	
中長期方針	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。				
年度計画	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。医療機関等への周知は前年に引続き行っていく。				
No	18	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮(雇用創出の促進)	担当課等	職員課 障害福祉課
条文	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がいのある人の雇用先が少ない。			障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態	
中長期方針	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。				
年度計画	(職員課) 障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。				
	(障害福祉課) 障がいのある方を雇用する際の支援制度について周知を行う。				

No	19	分類	保健及び医療に関する合理的配慮(医療に関する支援)	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第1項	市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	医療の分野では合理的配慮の推進の余地がある。また、関係者・関係機関の間での連携体制は十分でない。			関係者・関係機関の間で十分連携がとれ、かつ医療の分野での合理的配慮が十分なされている状態	
中長期方針	関係者・医療機関の間で連携がとれるような仕組みを構築するとともに、医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。				
年度計画	平成27年度および平成29年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために行ったアンケート結果を踏まえ、医療機関において求められる合理的配慮について引続き検討を進める。				
No	20	分類	保健及び医療に関する合理的配慮(緊急事態の際の対応の確立)	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がいの特性によっては、急な発作やパニックに陥る、親等の急な入院や死亡等により支援する人がいなくなるといったケースもあり、そのような場合に家族をはじめ周囲の人たちが緊急的に相談する体制が確立されていない。			常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につなぐ仕組みが整備されている状態	
中長期方針	緊急事態の際の対応の確立				
年度計画	基幹相談支援センターでの24時間相談体制を引きつぎ実施する。また、平成30年度に開始した「緊急対応型ショートステイ事業」の委託契約事業者数を増加させる。				
No	21	分類	保健及び医療に関する合理的配慮(保健事業・医療支援の利用円滑化)	担当課等	健康づくり推進課 障害福祉課
条文	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえ、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援としては重度障害者医療費助成制度があるが、申請が必要であり、障がいのある人にとって負担となっている。			健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度障害者医療費助成制度は、来庁せずとも助成が受けられる仕組みになっている。	
中長期方針	健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度障害者医療費助成制度については、来庁せずとも助成が受けられる仕組みを構築する。				
年度計画	(健康づくり推進課)保健事業(検診や予防接種、健康教室、相談業務)について、障害のある人への対応方法を、市報やホームページなどの広報のほか、関係機関等の協力を得るなどし、わかりやすく広報する。 (障害福祉課) 重度医療費助成制度について、来庁せずとも助成が受けられる自動償還払が10月受診分より開始する。円滑な制度移行に向けた広報等により周知を図る。				

令和元年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

令和元年8月1日付

No	22	分類	保育及び教育に関する合理的配慮(統合保育・統合教育の実施)	担当課等	子育て支援課 学校教育課
条文	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	保育については、課主催の障がい児保育全体研修会を年2回実施し、保育コーディネーターを中心とした園内研修を実施することで共通認識のもとに保育にあたっている。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員のスキル等が十分とまではいえない。		ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態		
中長期方針	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。				
年度計画	(子育て支援課)・保育コーディネーター(14名)、スーパーバイザー(3名)を中心に統合保育の取組を行っている。今後、保育コーディネーターについては、対象者49名中、50%以上の取得を目指したい。活用については、情報誌等で存在を周知して相談業務へと繋げていきたい。 (学校教育課) 幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな指導を行う。また、「幼稚園、小・中学校いきいきプラン」支援員研修会を年2回開催する。				
No	23	分類	保育及び教育に関する合理的配慮(教職員への研修実施)	担当課等	学校教育課
条文	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	教職員の障がいに対する理解は十分とはいえないが、毎年度特別支援教育コーディネーター研修を実施するなど、理解を深める機会を創出している。		教職員が障がいに対する理解を十分に有している状態		
中長期方針	各教職員が障がいに対する理解を持つことができるよう研修等の場を十分に提供する。				
年度計画	特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。				
No	24	分類	保育及び教育に関する合理的配慮(学校間の連携及び調整の推進)	担当課等	学校教育課
条文	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	別府市特別支援連携協議会を毎年度開催し、連携を推進している。		市内にある特別支援学校と小学校、中学校等とが十分に連携できている状態		
中長期方針	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。				
年度計画	別府市特別支援連携協議会を開催する。				

令和元年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

令和元年8月1日付

No	25	分類	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	担当課等	障害福祉課
条文	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	芸術文化については、平成27年度からアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、スポーツについてもボッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催している。ただし、指導員の育成や情報提供などについては取組が十分でない。			芸術文化活動、スポーツの場が十分に提供されており、かつ必要な指導員が確保され、また障がいのある人が必要とする情報がアクセスしやすい形で提供されている状態	
中長期方針	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。				
年度計画	平成30年度国民文化祭/障害者芸術文化祭後の大分県主催地域ミーティングにて、他市町村や支援学校、アート関係者らと連携し、情報交換や今後の取り組みを検討。それに基づき、別府市アール・ブリュットの芽ばえ展の今後の継続の仕方を実行委員会の中で模索し、今年度も開催する予定。また、スポーツについてはニーズ調査に基づきボッチャ、水泳、バレー教室を委託により引続き開催し、スポーツを通して障がいのある人の社会参加の推進を図る。				
No	26	分類	親亡き後等の問題の解決	担当課等	障害福祉課
条文	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	親亡き後等の問題の不安を感じている当事者が多く、その不安を軽減する具体的な施策を講じられていない状態			親亡き後等の問題を構成する各課題が解決され、この問題に対する不安が軽減されている状態	
中長期方針	親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し、実行する。				
年度計画	障害者支援施設等に入所している人に対して、認定調査の際、今後の意向を確認し、将来安心して地域移行できるよう必要な情報の収集を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備で求められる機能を拡張させ、体制強化に努める。				